平成２５年（再イ）第６号

山口県周南市遠石３丁目３番16号

再生債務者　今田耕太郎

1　決議に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月27日まで

平成25年８月30日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（再イ）第２号

鹿児島県姶良市東餅田2280番地３

再生債務者　川越　正和

1　決議に付する再生計画案　平成25年８月６日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月27日まで

平成25年８月30日

鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２５年（再イ）第５号

鹿児島県霧島市溝辺町竹子847番地１

再生債務者　岩切　隆文

1　決議に付する再生計画案　平成25年７月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月27日まで

平成25年８月30日

鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２１年（再イ）第１０号

愛媛県松山市北井門２丁目22番13号

再生債務者　筒井　琢也

1　決議に付する変更再生計画案　平成25年８月20日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成25年９月25日まで

平成25年８月28日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１６３号

東京都清瀬市下清戸２丁目584番地１レオパレスシェーン108号、再生計画認可決定時の住所埼玉県新座市畑中１丁目10番57―214号

再生債務者　赤木　香貴

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年８月30日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第８号

富山市牛島新町３―７―802　レジデンス牛島

再生債務者　長井　弘仁

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年８月30日　富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１００７０号

東京都杉並区高円寺南５―31―12

再生債務者　佐藤　文夫

1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月10日から平成25年10月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第５号

大阪府岸和田市下野町５丁目17番６号

再生債務者　奥野　良次

1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月３日から平成25年10月17日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号

京都市山科区上花山講田町42番地20

再生債務者　森田　正義

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月30日まで

平成25年８月30日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００２０号

千葉県浦安市日の出３―４―C―1003

再生債務者　杉田　潔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００１７号

東京都墨田区東墨田２―３―27

再生債務者　五十嵐正士

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００５号

東京都あきる野市二宮1097番地83

再生債務者　小峰　悟

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月30日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第４号

横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目38番１―510号

再生債務者　櫛毛　邦夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月30日

横浜地方裁判所第３民事部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成25年８月28日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年９月９日

東京都新宿区中落合二丁目７番５号

ＨＯＹＡ企業年金基金

清算人　瀧沢　政視

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成25年８月28日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　瀧沢　政視

２．住所　東京都武蔵村山市大南４―25―23

平成 25 年９月９日　ＨＯＹＡ企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年９月９日　新潟県教育委員会

1　失効した免許状

免許状の種類　小学校教諭１種免許状

免許状の番号　平12小１第215号

授与年月日　平成13年３月23日

授与権者　新潟県教育委員会

氏名　髙島　雅樹

本籍地　富山県

2　失効年月日　平成25年８月29日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当